

東村山市立小・中学校版  
感染症予防ガイドライン  
(新型コロナウイルス感染症)

東村山市教育委員会  
令和2年8月27日改訂版

## 目 次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2
<b>I 学校運営編</b>	
1 臨時休業期間における対応	
（1）臨時休業の期間について	3
（2）始業式について	3
（3）入学式について	3
（4）登校日について	3
（5）校庭並びに図書館開放について	4
（6）部活動について	4
（7）児童・生徒の居場所づくりに向けた取組みについて	4
2 学校再開後における対応	
（1）感染症予防策の徹底について	
①児童・生徒への指導	5
②児童・生徒と同居する保護者などへの依頼	7
③教職員の健康管理	7
④校内環境の適切な管理	7
⑤連絡体制・衛生管理の徹底	9
（2）教育活動の再開について	10
①教育活動を実施するうえで必要な感染症対策	10
②感染症対策を徹底した段階的な教育活動の再開	11
③教育活動上の留意点	12
④段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項	15
⑤熱中症の予防	16
⑥年間指導計画等の見直し	16
（3）その他の留意点	
①登校の判断	18
②特別支援学級における留意事項	19
③子供の居場所確保	19
<b>II 感染者等への対応編</b>	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	
（1）感染の疑いがあると判明した場合	20
（2）感染が判明した場合	20
2 地域の感染状況を踏まえた対応	21

## ～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に係る国、東京都教育委員会等からの通知を踏まえ、東村山市教育委員会として、東村山市立学校における段階的再開の具体的な段取りや感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

また、本ガイドラインは、東村山市内における感染者数等の動向を踏まえ、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020. 8. 6. Ver. 3）を踏まえた学校の行動基準における地域の感染レベルが「レベル2」から「レベル1」への移行期にある段階との認識のもと作成しており、今後、地域の感染状況が拡大するなどの変化が見られた場合には、「レベル3」の対応への変更も含め、適時・適切な対応を行うこととします。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、必要に応じて学校と家庭学習を組み合わせた教育活動に取り組んでください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

## ～感染症対策に関する基本的な考え方～

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
  - ・ 換気の悪い密閉空間
  - ・ 多くの人が密集している状況
  - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避
- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

### 「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

## I 学校運営編

### 1 臨時休業期間における対応

#### (1) 臨時休業の期間について

臨時休業の期間は、政府による緊急事態宣言等の発令等、あるいは東京都教育委員会からの要請等に基づき、決定する。

#### (2) 始業式について

始業式は予定した日程で実施することとする。学級編制の発表等、短時間で実施するとともに、放送設備を利用して各教室等において実施する。

#### (3) 入学式について

##### ①参加者

入学式については、予定していた日程で行うものとし、来賓及び在校生（代表児童・生徒の参加は可とする）は参加せず、教職員、新入学生及び保護者で実施する。座席等の間隔についても配慮するとともに、保護者の入場は体育館までとし、従前のおりマスクの着用等、感染拡大の防止を徹底する。

保護者の参加は1名までとし、座席の間隔を十分に空ける等の対応を図る。

なお、東村山市教育委員会からの派遣を行うが挨拶は行わない。

※写真撮影等のために業者が参加し、学級ごとの写真撮影を行うことは可能である。

##### ②時間の短縮

校長式辞については実施し、国歌斉唱を含め歌の斉唱は行わない。但し、国旗掲揚について必ず行うこととする。その他の内容については、入学式全体が短時間で実施できるよう配慮する。

東村山市教育委員会告辞は印刷し、新入生に配布する。

祝電は掲示のみとし、祝電披露は行わない。

##### ③保護者等への周知

入学式を予定どおりの日程で実施することについては、別紙「令和2年度東村山市立 小・中学校入学式及び臨時休業について」を東村山市教育委員会より各家庭に郵送するとともに本市ホームページに掲載する。各学校はホームページで、開式の時刻を掲載する。なお、開式の時刻は当初予定していた通りとする。

#### (4) 登校日について

週に1回程度、分散登校日を設定し、児童・生徒の健康観察や学習課題の配布、諸連絡を行う。なお、教科書配布、座席・ロッカー・靴箱の確認等、最低限の内容の指導を目的とした分散登校を、1回2時間程度実施する。

登校日については授業日とし、学校ごとに設定する。原則、2時間程度の実施とするが、学年別に日を設定したり、午前と午後に分けて登下校させたりする等、児童・生徒が密集した状況にならないよう配慮する。

登校日には、適切な学習課題を提示・回収するとともに、児童・生徒の心身の健康状態等については「健康観察表」を提出させる等、十分把握するとともに、欠席した児童・生徒への電話連絡や家庭訪問等による個別指導を徹底する。

なお、「健康観察表」については、月毎に回収し、学校で保管する。

(5) 校庭並びに図書館開放について

児童・生徒の健康保持及び読書活動推進の観点から運動及び読書をする機会を確保するために、次のとおり校庭並びに図書館開放を実施する。教職員による見守りの体制を図った上で、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならない等、注意することを心がけるよう指導する。

①対象 市立小・中学校に通う児童・生徒

②会場 在籍する市立小・中学校の校庭並びに図書館

③日時 臨時休業期間の平日

1日2時間程度

- ④注意事項
- ・発熱等、体調が優れない場合は、参加しないよう指導する。
  - ・中学校においては、学校指定の服装で参加する。
  - ・校庭開放については、私物の用具は使用しないこと。また、雨天時は実施しない。
  - ・参加児童・生徒の出席について確認する。
  - ・混雑の状況に応じ、濃厚接触を避けるため入場を制限する。
  - ・登下校をする際は、徒歩で通学路を使用させる。

(6) 部活動について

中学校における部活動は、屋内外を問わず実施しない。

(7) 児童・生徒の居場所づくりに向けた取組みについて

①児童クラブに登録していない第1学年から第3学年までの児童及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の中で、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な場合において学校での受入れを行う。

- ・受入れ申込…別紙「臨時休業期間における学校受入れ確認書」を各家庭より提出させること
- ・受入れ期間…臨時休業後教育委員会が指定する日から臨時休業期間終了まで
- ・受入れ時間…午前8時30分から午後2時30分（全児童・生徒一律）※昼食は持参
- ・登下校…保護者の監督下で安全に留意する。

【留意点】

- ・昼食の際には手洗い等を徹底するとともに、座席の間隔を十分にとること
- ・教室等における児童・生徒同士の距離の確保等、環境衛生管理を徹底すること

②校内あるいは隣接する児童クラブにおける児童の居場所の確保のために、必要に応じて校庭や体育館を提供する。

## 2 学校再開後における対応

### (1) 感染症予防策の徹底について

#### ①児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

#### ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

#### イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とにならないよう対策を講じること。

児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とにならないよう対策を講じること。

#### ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

[https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C\\_BS-0](https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C_BS-0)

## エ 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、児童・生徒及び教職員は、身体的距離が十分にとれない時は、外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。（十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用の必要はない。）登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆せた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導すること。（熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。マスクの取り外しについては、活動の態様や児童・生徒の様子なども踏まえ、学校現場で臨機応変に対応すること。児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけでかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。）また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒の健康状態に常に注意を払うこと。

なお、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

### 「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>



## ②児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- ①の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること（令和2年5月21日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が判明している都内公立学校に通う児童・生徒等のうち、8割以上から家族内感染とされている）。また、同居する家族において発熱等の体調不良が認められる場合には、当該児童・生徒も登校を控えるよう依頼すること。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
  - ・毎朝の検温
  - ・検温結果と健康状態について健康観察表に記載
  - ・健康観察表において何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する  
(症状については主治医等に相談すること)
- 校長は、児童・生徒が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

## ③教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、教職員本人及び同居する家族において健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認し、「健康チェック表」を3週間は保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

#### ④校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室等、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であること。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であること。このため、下記の「普段の清掃・消毒のポイント」等を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにすること。
- これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差し支えないこと。また、スクール・サポート・スタッフや、地域の協力を得て実施することも考えられること。

#### 《普段の清掃・消毒のポイント》

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はないこと。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられること。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで清拭すること。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能であること。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はないこと。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導すること。

### 《消毒の方法等について》

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水（有効塩素濃度80ppm以上）を使用すること。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携すること。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていないことを踏まえること。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

### 《感染者が発生した場合の消毒について》

- ・児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等の指導を受け、東村山市教育委員会と連携して消毒を行うこと。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒すること。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされていることを踏まえること。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考慮すること。
- ・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行うこと。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒すること。

### ●その他の学校施設管理について、以下の対応に留意すること。

- ・学校再開時に残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。
- ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。

⑤連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

## (2) 教育活動の再開

### ①教育活動を実施するうえで必要な感染症対策

「(1) 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温する等、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

#### ア 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、登校時に健康観察表（別添様式を参考にすること）を提出させる。

なお、家族内に感染を疑われる者がいる場合や、児童・生徒に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が37度以上の記載のあった児童・生徒については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認すること。

#### イ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

#### ウ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、  
パーテーション等で区切る 等。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒（その兄弟姉妹を含む）は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が接触したと思われる箇所を消毒し、部屋の換気を十分に行う。

## エ ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱等を準備することも考えられる。
- 専用のごみ箱等が用意できた場合は、そのゴミ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗う。

## ②感染症対策を徹底した段階的な教育活動の再開

### ア 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、児童・生徒が行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせる。

### イ 学校運営上の重点項目

#### (ア) 感染リスクを抑えた段階的な分散登校の実施

臨時休業から学校を再開するに当たっては、校内での密集を避けるため、登校する児童・生徒の数、登校する日数及び在校時間を段階的に増やしていく分散登校を実施する。

#### (イ) 教室等における密集の回避

- ・分散登校期間中は、普通教室においては、児童・生徒の在室を20人程度にとどめ、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。
- ・分散登校期間終了後は、教室等においては、児童・生徒同士の間隔を1mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り児童・生徒同士が対面とならないよう留意する。
- ・その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

#### (ウ) 職員室等における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をする。

### ③教育活動上の留意点

#### ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。（感染の拡大状況によっては、上記の活動を行わないことも踏まえること。）すなわち、これらの活動における、児童・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

その際には、以下の点にも留意する。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重する。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童・生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避け

るためには、児童・生徒の間隔を十分確保するなど、事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえる。

- ・更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- ・学校プールを使用した水泳指導は、今年度は行わない。学習指導要領を踏まえ、指導する。

#### イ 体育館等で学年集会等を実施する場合

- ・参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- ・2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- ・内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

#### ウ 学校給食の指導

- ・配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- ・喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- ・特別支援学級においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。
- ・配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- ・喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- ・喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

#### エ 休憩時間

- ・教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- ・休み時間中の児童・生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童・生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導を工夫する。

#### オ 清掃活動

- ・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行う。さらに、《普段の清掃・消毒のポイント》を踏まえ、清掃活動を実施するとともに、実施後には十分に乾燥させるようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行う。



## カ 児童・生徒への注意喚起

次の注意事項について、学級活動等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を確実に実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・「3密」を避けた行動
- ・教室等の換気
- ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること

## キ 特別支援学級及び特別支援教室における身体的距離の確保

- ・教室内では、児童・生徒間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒が対面とならないような座席配置を工夫する。
- ・指導のために児童・生徒と近距離で接する場合や、対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

## ク 中学校部活動

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討する。

- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、必ず、教師や部活動指導員等の指導の下、活動すること。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意すること。
- ・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいが、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。（暑さ指数（WBGT）計測器等による定期的な計測による環境確認を行うとともに、事前の健康観察、水分の補給、準備・整理運動の実施等に配慮する。）体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

## ケ 保護者会、学校評議員会、学校公開等

- ・ 当日説明する内容等を文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- ・ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ・ 学校公開（土曜授業における学校公開を含む）については、今年度は実施しない。

## ④段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項

### ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

#### (ア) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子供たちが抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧な心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。また、都立高校等においては、必要な生徒からスクールカウンセラーによる面接を実施する。生活や福祉等の支援が必要とされる生徒については、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

#### (イ) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24 時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生・高校生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

### イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」(教育庁指導部指導企画課)等を参考に、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」(東京都教職員研修センター)等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- ・児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口(いじめ相談ホットライン、SNS相談等)に相談するよう、適宜周知する。

## ⑤熱中症の防止

学校再開後の体がまだ暑さに慣れていない段階で、暑くなり始める時期を迎えることが予想されるため、令和2年5月29日付2教指企第312号「熱中症事故の防止について(通知)」を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- ・熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- ・児童・生徒の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- ・部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。
- ・活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが適切である。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- ・登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をすること。

## ⑥年間指導計画等の見直し

### ア 基本的な考え方

- ・学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な探究の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- ・週休日や長期休業期間を活用する場合は、児童・生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日や祝日に授業を行う場合には、勤務した教員について

適切に勤務の振替を行う。

- ・教育活動再開後の学習において、学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。
- ・学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかつた場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
  - ・次年度等を実施する教科・科目の中で指導する。
  - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

#### イ 東村山市立学校の管理運営に関する規則に基づく学期及び長期休業日の取扱いについて

(ア) 長期休業日は、次のとおり変更する。

##### ○長期休業日

- ・夏季休業日 8月1日から8月23日まで
- ・冬季休業日 12月26日から1月5日まで
- ・春季休業日 3月27日から4月5日まで

##### (イ) 土曜授業の実施

土曜授業の実施日については、次のとおりとする。

- ・6月または7月から3月まで(8月を除く)、月2回を授業日とする。

##### (ウ) その他

学校閉庁日については、令和2年8月11日(火)から14日(金)とする。

#### ウ 学習評価

##### (ア) 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等、学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

##### (イ) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(ア)(イ)を踏まえ、学校として今年度の各教科・科目、総合的な探究の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

##### (ウ) 1学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習(学校での学習と家庭学習)の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

指導の順序を変更した結果、行うことができなかつた実技や実習については、2学期以降の学習の成果として評価する。

## エ 学校行事

- ・移動教室・修学旅行・スキー教室等の宿泊を伴う行事については、全て中止とする。  
なお、各学校において集団宿泊的行事の目的に応じた取組を代替し、工夫して実施する。
- ・学習発表会及び小学校運動会等の文化的行事及び健康安全・体育的行事については、集団感染のリスクが特に高い3つの条件(密閉・密集・密接)が同時に重なることを回避することが難しいため、例年通りの実施は行わず、内容を変更し、機会を捉えて学習成果を発表したり、学年ごとに時間を指定して実施したりする。
- ・校外学習については、見学場所を削減したり、原則、公共交通機関の利用を避けたりするとともに、見学の代わりに関係者を招いて講話を聴くなど校外学習のめあてが達成できる取組を工夫し、実施するものとする。

## オ 健康診断の実施

- ・実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、以下の点に注意すること。
  - ・会場は十分に換気する。
  - ・会場には一度に多くの人数を入れない。
  - ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
  - ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
  - ・会場では会話や発声を控える。
- ・結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- ・検査に必要な器具を適切に消毒すること。

## (3) その他の留意点

### ①登校の判断

#### ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- ・医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒(以下「医療的ケア児」という。)が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ・登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### イ 海外から帰国した児童・生徒について

- ・国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- ・これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握し、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
- ・この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

### ②特別支援学級における留意点

#### ア スクールバス・医療的ケア児専用通学車両について

- ・運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- ・毎朝、児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- ・発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう保護者に依頼すること。
- ・児童・生徒は、バス乗車時に手指消毒を行うこと。
- ・スクールバス・医療的ケア児専用通学車両運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。
- ・バス事業者には別途、都教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染症対策の徹底に係る取組について通知している。

### ③子供の居場所確保

児童クラブに登録していない第1学年から第3学年までの児童及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の中で、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な場合において学校での受入れを行う。

## II 感染者等への対応編

学校の再開後、再度感染者が増加する事態が想定される。今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波に備えていくことが必要である。

### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

#### (1) 感染の疑いがある（濃厚接触者）と判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、東村山市教育委員会への報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、保健所等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

#### (2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、東村山市教育委員会への報告を行うとともに、感染者が発生した事実及び臨時休業の期間等について保護者等に周知する。

ウ 感染者が感染可能期間に登校するなど、校内関係者に感染の疑いがある者がいる可能性がある場合には、保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所等と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

## 2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。

- ・ 令和2年4月2日制定
- ・ 令和2年4月8日改訂
- ・ 令和2年4月23日改訂
- ・ 令和2年5月29日改訂
- ・ 令和2年8月27日改訂